

住宅性能証明業務規程

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

目次

第1章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域
- 第3条 住宅性能証明対象住宅

第2章 住宅性能証明の実施方法

- 第4条 住宅性能証明の申請
- 第5条 住宅性能証明の申請時期
- 第6条 業務の受理
- 第7条 申請図書の変更
- 第8条 住宅性能証明申請書の記載事項の変更
- 第9条 住宅性能証明申請の取り下げ

第3章 技術的審査の実施方法

- 第10条 図面審査方法
- 第11条 現場審査方法
- 第12条 住宅性能証明書等の発行

第4章 証明業務手数料等

- 第13条 証明業務手数料等

第5章 審査員等

- 第14条 審査員
- 第15条 秘密保持義務

第6章 雑則

- 第16条 帳簿の作成及び保存
- 第17条 書類及び帳簿の保存期間
- 第18条 国土交通省等への報告等

附 則

- (別記第1号様式) 住宅性能証明申請書
- (別記第2号様式) 住宅性能証明に係る設計内容説明書
- (別記第4号様式) 住宅性能証明申請記載事項変更届

(別記第 5 号様式)	住宅性能証明申請を取り下げ届
(別記第 6 号様式)	現場審査依頼書
(別記第 7 号様式)	施工状況報告書

住宅性能証明業務規程

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この住宅性能証明業務規程は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成24年度税制改正について」(平成24年4月16日、国土交通省住宅局)等に基づき一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という)が実施する住宅性能証明書の発行に関する業務規程を定める。

(業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域)

第2条 業務を行う時間、休日、事務所及び業務を行う区域については、センターの「住宅性能評価業務規程」によるものとする。

(住宅性能証明対象住宅)

第3条 証明業務を行う住宅は以下のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 滋賀県全域、京都府全域及び福井県全域に建築される新築の住宅。
- (2) 住宅の種類は一戸建住宅および併用住宅。
- (3) 贈与税非課税措置の床面積の要件等(床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるもの)に該当する住宅。
- (4) 評価方法基準第5の5の5-1(3){省エネ基準(断熱等性能等級)}の等級4の基準に適合する住宅、または評価方法基準第5の5の5-2(3){省エネ基準(一次エネルギー消費量等級)}の等級4以上の基準に適合する住宅。評価方法基準第5の1の1-1(3){耐震性基準}の等級2若しくは等級3の基準に適合する住宅。評価方法基準第5の9の9-1{バリアフリー基準}の等級3以上の基準に適合する住宅。

第2章 住宅性能証明の実施方法

(住宅性能証明の申請)

第4条 住宅性能証明を受けようとする者は下記の書類を正副2部提出しなければならない。

- (1) 省エネ基準の場合
 - ①住宅性能証明申請書(別記第1号様式)
 - ②委任状(代理者が行う場合)
 - ③設計内容説明書(別記第2号様式)
 - ④各種計算書(UA値計算等を行った場合)
 - ⑤付近見取図
 - ⑥配置図

- ⑦仕様書
- ⑧各階平面図
- ⑨立面図（４面）
- ⑩矩計図
- ⑪基礎伏図
- ⑫断熱材、窓等の性能等が分かる資料
- ⑬その他審査に必要な書類

（２）耐震性基準の場合

- ①住宅性能証明申請書
- ②委任状
- ③設計内容説明書
- ④構造計算書（構造計算を行った場合）
- ⑤付近見取図
- ⑥配置図
- ⑦仕様書
- ⑧各階平面図
- ⑨立面図（４面）
- ⑩矩計図
- ⑪基礎伏図
- ⑫各階床伏、小屋伏図
- ⑬その他審査に必要な書類

（３）バリアフリー基準の場合

- ①住宅性能証明申請書
- ②委任状
- ③設計内容説明書
- ④付近見取図
- ⑤配置図
- ⑥各階平面図
- ⑦立面図
- ⑧その他審査に必要な書類

- ２ 前項の規定により提出される書類の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(住宅性能証明の申請時期)

第5条 省エネ基準を適用して申請を行う場合は下地張り直前の工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。

2 耐震性基準を適用して申請を行う場合は基礎配筋工事施工段階の2週間前までに行わなければならない。

3 バリアフリー基準を適用して申請を行う場合は竣工の2週間前までに行わなければならない。

(業務の受理)

第6条 センターは申請者から住宅性能証明の申請があった場合は以下の事項について確認を行い、不備等がない場合は受理するものとする。

(1) 証明対象住宅の所在地が滋賀県内であること。

(2) 申請および審査に必要な書類が全て添付されていること。

(3) 証明対象住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されるものであること。

2 この場合、申請者とセンターは別に定める一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務約款（以下「業務約款」という）に基づき契約を締結したものとする。

(申請図書の変更)

第7条 証明申請者は第10条の図面審査終了後において、申請図書を変更するときは、センターにその旨及び変更の内容について通知するものとする。

2 センターが前項の変更が大幅であると認めるときは、証明申請者は住宅性能申請書を取り下げ、別件として改めて住宅性能証明を申請しなければならない。

3 前項の申請は第4条から前条までの規定を準用する。

4 センターが第2項に該当しないと認めるときは、証明申請者は住宅性能証明変更申請書及び変更部分の関係図書を正副2部提出しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、変更に係る申請について準用する。

(住宅性能証明申請書の記載事項の変更)

第8条 証明申請者は第10条の図面審査終了後において、第4条の住宅性能証明申請書の記載内容を変更する場合は、住宅性能証明申請記載事項変更届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、変更に係る届出について準用する。

(住宅性能証明申請の取り下げ)

第9条 証明申請者は第3条の住宅性能証明申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取り下げ届け（別記第5号様式）をセンターに提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、取り下げに係る届出について準用する。

第3章 技術的審査の実施方法

(図面審査方法)

- 第10条** センターは住宅性能証明の申請を受理したときは第14条に定める審査員に申請図書の審査を行わせるものとする。
- 2 審査員は申請図書により省エネ基準、耐震基準又はバリアフリー基準（以下「基準」）に基づき審査するものとする。
 - 3 審査員は提出された図書等に疑義がある場合は申請者または代理者に説明を求め、必要に応じて追加書類の提出や申請図書の補正を求める等の措置を行うものとする。
 - 4 センターが交付した設計住宅性能評価書、長期使用構造等確認書、及びその他同等の基準の証明書等により基準が確認できる場合、又は住宅性能証明申請と併せてこれらを申請する場合は図面審査を省略できるものとする。

(現場審査方法)

- 第11条** 工事監理者等は現場審査依頼書（別記第6号様式）および施工状況報告書（別記第7号様式）をセンターに提出し、現場審査日程の調整を行うこととする。
- 2 審査員は省エネ性、耐震性又はバリアフリー性の基準に適合していることを目視、計測、見え隠れ部分の工事写真、ヒアリング、施工状況報告書等により確認する。
 - 3 現場審査の時期は省エネ基準の審査にあつては下地張り直前の工事完了時及び竣工時、耐震性基準の審査にあつては基礎配筋工事の完了時、躯体工事の完了時及び竣工時とし、バリアフリー基準の審査にあつては竣工時とする。ただし、耐震性基準の竣工検査については建築基準法の竣工検査をセンターが行う場合は当該竣工検査を住宅性能証明申請の竣工時の現場審査とみなす。
 - 4 審査員は現場審査の結果、基準と適合しない施工が確認された場合は工事監理者等に施工内容の是正を求めることとする。ただし、明らかに軽微な変更の場合は変更後の図面等の提出を求め、大幅な変更の場合は住宅性能証明申請の取り下げ及び住宅性能証明の再申請を求める。
 - 5 前項の施工内容の是正を行う場合は、審査員は工事監理者等から提出された是正後の工事写真等により、基準に適合しているかの確認を行うこととする。

(住宅性能証明書等の発行)

- 第12条** センターは第10条及び第11条の審査を行った結果、証明対象住宅が基準等に適合すると認めた場合は住宅性能証明書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付する。
- 2 センターは第10条及び第11条の審査を行った結果、証明対象住宅が基準等に不適合と認めた場合や明らかな虚偽がある場合は、住宅性能証明書不適合通知書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付するものとする。
 - 3 証明申請者から紛失等による証明書の再交付の依頼があつた場合、住宅性能証明書に再発行である旨及び再発行日を記載して交付する。
 - 4 証明書の発行番号は、別表1の「証明書発行番号の付番方法」に基づくものとする。

- 5 第1項、第2項及び第3項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 証明業務手数料等

(証明業務手数料等)

- 第13条** 証明申請者は一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という）に基づき、証明業務に係る手数料をセンターに支払わなければならない。
- 2 前項の手数料の支払い等の方法については、別に定める「業務約款」によるものとする。
- 3 住宅性能証明の申請の取り下げその他の事由が生じた場合等の手数料の取扱いについては「業務約款」及び「手数料規程」による。

第5章 審査員等

(審査員)

- 第14条** センターは第10条及び第11条の審査を住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に定める評価員（以下「審査員」という）に行わせるものとする。

(秘密保持義務)

- 第15条** センターの役員、職員並びにこれらの者であった者は証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存)

- 第16条** センターは次の（1）から（15）までに掲げる事項を記載した住宅性能証明業務管理帳簿（以下「帳簿」という）を作成し、事務所に備え付け、施錠のできる室またはロッカー等において個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明業務以外の目的で複製、利用等がされない方法で保存するものとする。

- （1）申請者の氏名または名称及び住所
- （2）代理者の氏名
- （3）住宅の名称
- （4）住宅の所在地
- （5）住宅に適用した基準
- （6）住宅の建て方
- （7）住宅の床面積

- (8) 住宅の構造、階数
- (9) 申請を受けた年月日、受付番号
- (10) 現場審査年月日
- (11) 証明業務手数料
- (12) 審査員氏名
- (13) 証明書の交付年月日
- (14) 証明書の交付番号
- (15) 住宅性能証明書不適合通知書の交付年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(書類及び帳簿の保存期間)

第17条 第16条の帳簿は住宅性能証明業務の全部を終了した日の属する年度から5年保存する。

2 申請図書及び適合書の写しは住宅性能証明書の交付を行った日の属する年度から5年保存する。

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

3 前2項による他、センターが別に定める「文書管理規程」によるものとする。

(事前相談)

第19条 申請者は、申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第21条 センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等の関係する行政庁等から本業務に

関する報告等を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行う。

附 則

この規程は、平成26年 2月 3日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月10日から施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

住宅性能証明申請書

令和 年 月 日

一般財団法人滋賀県建築住宅センター
理事長 殿

申請者の住所

氏名

代理者の住所

氏名

一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務規程に基づき、下記のとおり申請します。
申請にあたって、一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務要領及び同約款を遵守します。
この申請書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【家屋番号^{(注)1}】

【家屋の名称】

【家屋の所在地】

【証明基準】

- ☐ 断熱等性能等級4
☐ 一次エネルギー消費量等級4又は等級5
☐ 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の等級2または等級3
☐ 免震建築物
☐ 高齢者等配慮対策等級の等級3、等級4または等級5

【証明の区分】

- ☐ 住宅の新築又は新築住宅の取得

【家屋の建て方】

- ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等

【家屋の構造】

- ☐ 木造 ☐ 木造以外

【評価書等の有無】

- ☐ 有 ☐ 無

- ☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書
☐ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
☐ フラット35S適合証明書(省エネ等級4の基準に適合しているもの)
☐ その他 ()

【着工日又は着工予定日】 令和 年 月 日

【現場審査予定日】 工事施工段階(基礎配筋工事の完了時) : 令和 年 月 日
工事施工段階(躯体工事の完了時) : 令和 年 月 日
工事施工段階(下地張り直前の工事完了時) : 令和 年 月 日
工事完成段階(竣工時) : 令和 年 月 日

※受付欄	※手数料欄
第 号	
申請受理者氏名	

^{(注)1} 【家屋番号】の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号を記載してください。尚、申請時において決まっていない場合は「未定」と記載し、住宅性能証明書の発行までに記載事項変更届を提出してください。

※印欄には記入しないでください。

(第二面)

申請者等の概要

【申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【代理人】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【設計者】

【資 格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏 名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 知事登録 第 号

【郵便番号】

【所 在 地】

【電話番号】

【工事監理者】

【資 格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏 名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 知事登録 第 号

【郵便番号】

【所 在 地】

【電話番号】

【工事施工者】

【氏名又は名称】

【営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【郵便番号】

【所 在 地】

【電話番号】

(第三面)

【設計内容問合せ先】

☐ 代理人	(ここにチェックしてもらった場合は、下記の記入は不要です。)		
☐ その他	名称・氏名	電話番号:	ファックス番号:

【現場審査における施工管理責任者等の連絡先】

フリガナ	
施工管理責任者又は 現場立会者氏名	☐ 代理人 ☐ 設計者 ☐ 工事監理者 ☐ 工事施工者
携帯電話番号	
ファックス番号	

【家屋の位置、規模、構造等に関する事項】

【1. 敷地面積】	㎡		
【2. 建築面積】	㎡		
【3. 延床面積】	㎡		
【4. 建築物の高さ等】			
【最高の高さ】	mm		
【最高の軒の高さ】	mm		
【階数】	(地上)	階(地下)	階
【5. 構造】	造	一 部	造

設計内容説明書【省エネルギー性】

別記第2－1号様式

【住宅性能証明書用】

建築物の名称	
建築物の所在地	

対象基準	断熱等性能等級 等級4、一次エネルギー消費量等級 等級4又は等級5 評価方法基準第5の5の5－1(3)、5－2
------	--

確認事項	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
5-1 断熱等性能等級 ()地域	適用する基準		☐ 建築主等判断基準 ☐ 設計施工指針(本則) ☐ 設計施工指針(附則)	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 矩計図 ☐ 計算書 ☐	
		建築主等判断基準又は設計施工指針本則	外皮平均熱貫流率		☐ 外皮平均熱貫流率(UA値) () W/(㎡・K)
			冷房期の平均日射熱取得率		☐ 冷房期の平均日射熱取得率(ηA値) ()
	設計施工指針附則	適用条件	開口部比率 ()		
		躯体の断熱性能等	☐ 熱貫流率の基準に適合 ☐ 断熱材の熱抵抗値の基準に適合		
			開口部の断熱性能等		開口部比率の基準 ☐ 区分(い) ☐ 区分(ろ) ☐ 区分(は) ☐ 緩和措置あり ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)
	認定書等	認定書等活用	☐ 認定書等の活用		
	結露防止対策	繊維系断熱材	繊維系断熱材等の使用 (☐ 有 ☐ 無)		
		防湿層の設置	防湿層の設置 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 除外規定適用 ()		
		通気層の設置	通気層の設置 (☐ 有 ☐ 無) 防風層の設置 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 除外規定適用 ()		
	認定書等活用	☐ 認定書等の活用			
5-2 一次エネルギー消費量等級 ()地域 ☐ 等級5 ☐ 等級4	適用する基準	☐ 一次エネルギー消費量計算 ☐ 設計施工指針附則第6 外皮等面積/床面積 ()	☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ ☐		
	自然風利用	☐ 自然風の利用			
	蓄熱利用	☐ 蓄熱の利用			
	暖房方式	()			
	冷房方式	()			
	換気設備方式	()			
	給湯設備	給湯熱源機 () ・配管方式 ☐ 先分岐方式 ☐ ヘッダー方式 ・水栓 ☐ 節湯水栓等を使用 ・浴槽 ☐ 高断熱浴槽を使用 ・太陽熱給湯 ☐ 太陽熱給湯を使用			
		照明設備		主たる居室 () その他居室 () 非居室 ()	
	太陽光発電設備	太陽光発電設備の使用 ☐ 有 ☐ 無			
	コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の使用 ☐ 有 ☐ 無			

設計内容説明書【耐震性】

別記第2－2号様式
【住宅性能証明書用】

建築物の名称	
建築物の所在地	

対象基準	耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 等級2以上 または 免震建築物
	評価方法基準第5の1の1－1(3) 評価方法基準第5の1の1－3(3)

確認事項	構造種別	確認項目	設計内容説明欄			設計内容確認欄
			項目	設計内容	記載図書	
耐震性 (倒壊等防止)	☐ 木造軸組	構造躯体および基礎等	地震力	☐ 壁量計算による(階数が2以上の木造の建築物における基準) ☐ 許容応力度計算による(ルート1) ☐ その他()	☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐ 矩計図 ☐ 構造計算書 ☐ ☐	
			基礎	☐ 建築基準法の規定による ☐ 許容応力度計算による ☐ スパン表 ☐ その他()		
			横架材	☐ 許容応力度計算による ☐ スパン表 ☐ その他()		
	☐ 枠組壁工法	構造躯体および基礎等	地震力	☐ 壁量計算による(階数が2以上の木造の建築物における基準) ☐ 許容応力度計算による(ルート1) ☐ その他()	☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐ 矩計図 ☐ 構造計算書 ☐ ☐	
			基礎	☐ 建築基準法の規定による ☐ 許容応力度計算による ☐ スパン表 ☐ その他()		
	☐ RC造 ☐ S造	構造躯体	地震力	☐ 許容応力度計算による(ルート2) ☐ 令第82条第1号から第3号まで・第82条の4の計算(ルート1) ☐ その他()	☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐ 矩計図 ☐ 構造計算書 ☐ ☐	
			免震建築物		☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐ 矩計図 ☐ 構造計算書 ☐ ☐	

設計内容説明書【バリアフリー性】

別記第2-3号様式(1/2)
【住宅性能証明書用】

建築物の名称	
建築物の所在地	

対象基準	高齢者等配慮対策等級 等級3以上 評価方法基準第5の9の9-1(3)
------	---------------------------------------

確認事項	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
高齢者等配慮対策	部屋の配置等	特定寝室と同一階にある室	・ 特定寝室（階、室名：） ・ 特定寝室と同一階にある室 □ 玄関 □ 便所 □ 浴室 □ 食事室 □ 洗面所 □ 脱衣室 ・ ホームエレベーター〔□ 無 □ 有〕 ・ ホームエレベーター 出入口幅員（mm）	□ 仕様書 □ 平面図 □	
		出入口等（日常生活空間）	・ 玄関出入口 くつずりと玄関外側（mm） くつずりと玄関土間（mm） ・ 玄関上がりかまち（mm） ・ 浴室出入口（mm） ・ バルコニー出入口（mm）	□ 平面図 □ 詳細図 □	
		その他（日常生活空間外）	・ 室名（、mm）		
	階段	勾配等	・ けあげ（mm） ・ 踏面（mm） ・ 勾配（/）	□ 平面図 □ 詳細図 □	
		蹴込み	・ 蹴込み寸法（mm） ・ 蹴込み板（□ 無 □ 有）		
		形式等	・ 階段の形式（mm） ・ 最上段の通路等への食い込み（□ 無 □ 有） ・ 際下段の通路等への突出（□ 無 □ 有）		
		滑り防止	・ 滑り止め（□ 無 □ 有）		
		段鼻	・ 段鼻の出（□ 無 □ 有）		
	手すり	手すりの設置	・ 階段（□ 両側設置 □ 片側設置） 手すり高さ（mm） ・ 便所（□ 設置） ・ 浴室（□ 浴室出入 □ 浴槽出入 □ 浴槽立座り □ 姿勢保持 □ 洗い場立座り） ・ 玄関（□ 設置 □ 設置可） ・ 脱衣室（□ 設置 □ 設置可）	□ 平面図 □ 詳細図 □	
		転落防止手すりの設置	・ バルコニー 腰壁の高さ（mm） 手すり高さ（□ 腰壁より □ 床面よりmm） ・ 窓 窓台の高さ（mm） 手すり高さ（□ 腰壁より □ 床面よりmm） ・ 廊下及び階段 腰壁の高さ（mm） 手すり高さ（□ 腰壁より □ 床面、踏面先端よりmm） ・ 手すり子の内法寸法（□ 110mm以下 □ 110mm超える）	□ 平面図 □ 詳細図 □	
	通路及び出入口の幅員	通路の幅員	・ 最少有効幅員（mm） 柱等の箇所（mm）	□ 平面図 □ 詳細図	
		出入口の幅員	・ 玄関（mm） ・ 浴室出入口（mm）	□	

別記第2-3号様式(2/2)

		・ 玄関、浴室出入口以外の室の出入口 （ 最少幅員 mm ） ☐ 工事を伴わない撤去により対応可 ☐ 軽微な改造により対応可		
寝室、便所及び浴室（日常生活空間）	浴室の寸法	・ 内法の短辺寸法 （ mm ） ・ 内法面積 （ m² ）	☐ 平面図 ☐ 詳細図 ☐	
	便所の寸法等	・ 内法の短辺寸法 （ mm ） ☐ 工事を伴わない撤去により対応可 ☐ 軽微な改造により対応可 ☐ ドア開放により対応可		
		・ 内法の長辺寸法 （ mm ） ☐ 工事を伴わない撤去により対応可 ☐ 軽微な改造により対応可 ☐ ドア開放により対応可		
		・ 便器の形式（ ☐ 腰掛け式 ☐ その他 ）		
特定寝室の面積	・ 内法面積 （ m² ）			

別記第4号様式

住宅性能証明申請書記載事項変更届		令和 年 月 日
一般財団法人滋賀県建築住宅センター 理事長 様 証明申請者 住所 氏名 下記の住宅性能証明申請について記載事項を変更しましたので、一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務規程第8条の規定により届けます。 記		
住宅性能証明申請の受付年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号	
家屋番号	新	
	旧	
家屋の所在地	新	
	旧	
証明申請者	新	氏名 郵便番号 住所 電話番号
	旧	氏名 郵便番号 住所 電話番号
工事監理者	新	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号・住所 電話番号
	旧	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号・住所 電話番号
工事施工者	新	名称又は氏名 建設業の許可 () 第 号 郵便番号・住所 電話番号
	旧	名称又は氏名 建設業の許可 () 第 号 郵便番号・住所 電話番号
その他	新	
	旧	
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考 2 ※印欄には、記入しないこと。

※受付欄	※決裁欄
申請受理者氏名	

住宅性能証明申請
取り下げ届

令和 年 月 日

一般財団法人滋賀県建築住宅センター
理事長 様

証明申請者 住所

氏名

下記の住宅性能証明申請を一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務規程第9条に基づき取り下げます。

記

受付番号 第 号

受付年月日 令和 年 月 日

家屋の名称

家屋の所在地

※受付欄	※手数料欄
第 号	
申請受理者氏名	

現場審査依頼書(住宅性能証明)

年 月 日

一般財団法人
滋賀県建築住宅センター 宛
FAX:077-569-6561(草津事務所)
FAX:0749-27-8590(彦根事務所)

証明申請者の氏名			
家屋の所在地			
証明の基準	☐ 省エネルギー性 ☐ 耐震性 ☐ バリアフリー性		
現場審査の工程	『省エネルギー性』 ☐ 下地張り直前の工事完了時 ☐ 竣工時	『耐震性』 ☐ 基礎配筋工事完了時 ☐ 躯体工事完了時 ☐ 竣工時	『バリアフリー性』 ☐ 竣工時
現場審査の希望日時	第1希望: 月 日 () 午前・午後 第2希望: 月 日 () 午前・午後		
現場審査における施工管理責任者等の名前・連絡先	名前: 電話番号: FAX番号:		
その他連絡事項			

住宅性能証明書
施工状況報告書(耐震性)

【一戸建ての木造軸組住宅用】

贈与税非課税措置に係る住宅性能証明業務規程第11条に基づき、施工状況報告書を提出します。施工状況報告書に記載する内容は事実と相違ありません。

証明申請者名				
家屋の所在地				
工事施工者	住所			
	氏名又は 名称		電話番号	
備考				

検査対象工程		検査年月日	評価員の氏名	施工(管理)者の署名
第1回目	基礎配筋工事の 完了時			
第2回目	躯体工事の完了時			
第3回目	竣工時			

検査の方法—A:実物の目視、B:実物の計測、C:施工関連図書の確認

【一戸建ての木造軸組住宅用※の欄を施工管理者が記入のこと

(第二面)

検査項目	※ 施工状況報告欄					施工状況確認欄			
	変更等の内容	関連図書	管理の時期			確認内容	検査の方法	判定結果(適・不適)及び指摘事項の記録	
			基	躯体	俊			[一次]	[二次]
部材の品質	☐ 無		☐			☐ 部材の品質	【A・B・C】	適・不適	適・不適
土台・柱等	☐ 無		☐	☐		☐ 柱の小径	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			☐	☐		☐ 土台の継手位置	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ アンカーボルトの品質	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ アンカーボルトの埋め込み長さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ アンカーボルトの位置	【A・B・C】		
耐力壁等	☐ 無		☐	☐		☐ 筋かい耐力壁の位置・長さ	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			☐			☐ 筋かいの種類・断面	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 面材耐力壁の位置・長さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 面材の種類・厚さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 釘の種類と止め付け状態	【A・B・C】		
準耐力壁等	☐ 無		☐	☐		☐ 準耐力壁の位置・長さ	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			☐	☐		☐ たれ壁・腰壁の位置・長さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ たれ壁・腰壁の巾と両隣の状態	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 面材の種類・厚さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 釘の種類と止め付け状態	【A・B・C】		
床組等	☐ 無		☐	☐		☐ 火打ちの位置・種類	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			☐	☐		☐ 火打ちと取り合う梁	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 火打材の止め付け状態	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 面材の種類・厚さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 根太の寸法・間隔	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 根太の取付工法	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 釘の種類と止め付け状態	【A・B・C】		
屋根面	☐ 無		☐	☐		☐ 屋根勾配	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			☐	☐		☐ 面材の種類・厚さ	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 垂木の寸法・間隔	【A・B・C】		
			☐	☐		☐ 釘の種類と止め付け状態	【A・B・C】		

検査の方法—A:実物の目視、B:実物の計測、C:施工関連図書の確認

【一戸建ての木造軸組住宅用※の欄を施工管理者が記入のこと

(第三面)

検査項目	※ 施工状況報告欄						施工状況確認欄		
	変更等の内容	関連図書	管理の時期			確認内容	検査の方法	判定結果(適・不適)及び指摘事項の記録	
			基	礎	俊			[一次]	[二次]
接合部	☐ 無		☐	☐	☐	☐ 接合金物の品質 ☐ 筋かい端部の接合部 ☐ 柱脚・柱頭の接合部 ☐ 床・屋根の接合部 ☐ 胴差しと通し柱の接合部	【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】	適・不適	適・不適
基礎・1(寸法、配筋等)	☐ 無		☐	☐	☐	☐ 基礎の配置 ☐ 根入れ深さ ☐ 立上り部分の高さ ☐ 立上り部分の厚さ ☐ 基礎底盤の寸法 ☐ 主筋の径・位置 ☐ 補強筋の径・位置等 ☐ 開口部周辺等の補強	【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】	適・不適	適・不適
横架材	☐ 無		☐	☐	☐	☐ 床大梁の断面・間隔 ☐ 床小梁の断面・間隔 ☐ 小屋梁の断面・間隔 ☐ 胴差しの断面 ☐ 根太の断面・間隔 ☐ 垂木の断面・間隔	【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】 【A・B・C】	適・不適	適・不適
地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤	☐ 無	地盤調査書	☐	☐	☐ 地盤の種類・支持力	【A・B・C】	適・不適	適・不適
	地業	☐ 無		☐	☐	☐ 地業の状態	【A・B・C】	適・不適	適・不適
基礎の構造方法及び形式等	基礎・2(形式)	☐ 無		☐	☐	☐ 基礎の構造方法 ☐ 基礎の形式	【A・B・C】 【A・B・C】	適・不適	適・不適

住宅性能証明書
施工状況報告書(省エネ性)

【一戸建ての木造軸組住宅用】

贈与税非課税措置に係る住宅性能証明業務規程第11条に基づき、施工状況報告書を提出します。施工状況報告書に記載する内容は事実と相違ありません。

証明申請者名				
家屋の所在地				
工事施工者	住所			
	氏名又は 名称		電話番号	
備考				

	検査対象工程	検査年月日	評価員の氏名	施工(管理)者の署名
第1回目	下地張り直前の 工事完了時			
第2回目	竣工時			

検査の方法—A:実物の目視、B:実物の計測、C:施工関連図書の確認

【一戸建ての木造軸組住宅用※の欄を施工管理者が記入のこと

(第二面)

検査項目	※ 施工状況報告欄				施工状況確認欄			
	変更等の 内容	関連 図書	管理の時期		確認 内容	検査の 方法	判定結果(適・不適)及び指摘事項の記録	
			下地張り	竣工			[一次]	[二次]
躯体の断熱	□ 無		□		□ 断熱材の種類	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			□		断熱材の保管・養生	【A・B・C】		
			□		□ 屋根又は天井の断熱構造	【A・B・C】		
			□		□ 壁の断熱構造	【A・B・C】		
			□		□ 床の断熱構造	【A・B・C】		
			□		□ 土間床の外周部の断熱構造	【A・B・C】		
開口部の断熱性能等	□ 無			□	□ 窓等の仕様	【A・B・C】	適・不適	適・不適
				□	□ ドアの仕様	【A・B・C】		
				□	□ 適用除外の窓の面積	【A・B・C】		
開口部の日射遮蔽措置	□ 無			□	□ 庇、軒等の状態	【A・B・C】	適・不適	適・不適
				□	□ 付属部材の設置状態	【A・B・C】		
				□	□ 窓・ドアの仕様	【A・B・C】		
				□	□ 適用除外の窓の面積	【A・B・C】		
防湿層の設置	□ 無		□	□	□ 防湿層の設置	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			□	□	□ 天井裏の換気	【A・B・C】		
通気層の設置	□ 無		□	□	□ 通気層の設置	【A・B・C】	適・不適	適・不適
			□	□	□ 防風層の設置	【A・B・C】		

住宅性能証明書
施工状況報告書(バリアフリー性)

【一戸建ての木造軸組住宅用】

贈与税非課税措置に係る住宅性能証明業規程第11条に基づき、施工状況報告書を提出します。施工状況報告書に記載する内容は事実と相違ありません。

証明申請者名				
家屋の所在地				
工事施工者	住所			
	氏名又は名称		電話番号	
備考				

	検査対象工程	検査年月日	評価員の氏名	施工(管理)者の署名
第1回目	竣工時			

検査の方法—A:実物の目視、B:実物の計測、C:施工関連図書の確認

【一戸建ての木造軸組住宅用】 ※の欄を施工管理者が記入のこと

(第七面)

	性能表示項目	検査項目	※ 施工状況報告欄		施工状況確認欄			
			変更等の内容	関連図書	確認内容	検査の方法	判定結果(適・不適)及び指摘事項の記録	
							一次	二次
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級	部屋の配置	☐ 無		☐ 日常生活空間の配置 ☐ ホームエレベーターの設置	【A・B・C】	適・不適	適・不適
		段差	☐ 無		☐ 玄関出入口の段差 ☐ 玄関上り框の段差 ☐ 浴室出入口の段差 ☐ バルコニー出入口の段差 ☐ その他の床の段差 ☐ 日常生活空間外の床の段差	【A・B・C】	適・不適	適・不適
		階段	☐ 無		☐ 蹴上げ・踏面・蹴込み寸法 ☐ 回り階段の構成 ☐ 平面形状 ☐ すべり止め	【A・B・C】	適・不適	適・不適
		手すり	☐ 無		☐ 階段の手すり ☐ 便所の手すり ☐ 浴室の手すり ☐ 玄関の手すり ☐ 脱衣室の手すり	【A・B・C】	適・不適	適・不適
		(転落防止のための手すり)		☐ バルコニーの手すり ☐ 2階以上の窓の手すり ☐ 廊下及び階段の手すり	【A・B・C】			
		通路・出入口の幅員	☐ 無		☐ 通路の幅員 ☐ 玄関出入口の幅員 ☐ 浴室出入口の幅員 ☐ 他の出入口の幅員	【A・B・C】	適・不適	適・不適
		寝室、便所及び浴室	☐ 無		☐ 浴室の広さ ☐ 便所の広さ等 ☐ 特定寝室の広さ	【A・B・C】	適・不適	適・不適